

よくあるご質問とその回答

<受付について>

- 1 **手続きに費用はかかりますか？**
→申込みに関する手数料等は、一切かかりませんが、郵送料、返信用封筒に貼付する切手代などの諸費用は負担していただきます。
- 2 **東京都電子調達システムに登録があるのですが、自動的に登録にはなりませんか？**
→当組合は独自の登録を行うこととなっており、標記のシステムには参入していません。お手数ですが、登録をお願いします。
- 3 **J R A（日本中央競馬会）と登録は別ですか？**
→当組合は、特別区が共同で主催する組合ですので、J R A様とは組織・運営ともに違います。登録をお願いします。
- 4 **窓口で当日中に審査手続きはできませんか？**
→長時間審査の順番待ちを避けることと、事務の効率化を図るため、すべて郵送または持参で一旦お預かりして審査する方法となっております。不明な点は、随時メールでお問い合わせができます。
- 5 **入札自体には参加予定はないのですが、登録がないと随意契約での契約もできないのですか？**
→入札以外では担当課のプロポーザル（提案型競争）による契約もあり、その場合は、原則入札参加資格の有無で選考しています。
入札に参加予定がなくても、なるべく登録をお願いします。ただし、登録がなくても随意契約そのものを妨げるものではありません。
- 6 **今回は工事関係の申込みはできないのですか？**
→今回は物品買入れ等の受付だけです。工事関係の登録は行いません。
なお、次回の工事関係の登録については未定です。
- 7 **手書記入で受付はできないのですか？**
→極力パソコンによるデータ入力をお願いしています。なお、データは、登録期間が満了するまで必ず保存しておいてください。
- 8 **受付期間前に郵送で発送してもよいですか？**
→郵便受付の準備作業があるため、受付期間が始まるまでお待ちください。受付期間の最終日の消印まで有効です。
- 9 **受付審査が終わりましたら、審査結果通知を直接窓口に行って受け取れますか？**
→申請された法人・個人の所在確認を取る必要がありますので、審査後の審査結果通知（受付票送付）は、郵送で行います。（所在不明の場合は登録を取り消すことがあります。）
したがって、窓口に来られてもお渡しできませんので、必ず返信用の封筒を同封してください。（封筒に宛先記入・切手貼付が必要です。）

<書類について>

- 1 **どの時期を基準に記載すればよいですか？**
→平成 29 年 10 月 1 日を基準日としています。
日付の指定がない場合、この時点を基準に記入してください。財務諸表等も基準日以前の直近のものを使用してください。
- 2 **登記簿謄本、印鑑証明は、原本の添付が必要ですか？**
→過去に登録があっても、現在未登録者は新規扱いになります（個人営業の場合の証明も同等です。）ので、原本を添付してください。
- 3 **納税状況に一部未納があるのですが、登録できませんか？**
→登録できません。ただし、分納中であれば、それが分かる資料をご提出の上、審査いたします。
- 4 **財務諸表の指定様式はありますか？**
→特にありません。申込者の様式で結構ですが、経営状況調査欄の数値が証明できるものを添付してください。
- 5 **従業員数の高齢者とは何歳からですか？**
→60歳以上とします。なお、障害者については、重度者の採用を行っている場合、1人を2人に換算できます。（記載要領P4参照）
- 6 **登録直後に代表者等が変更する予定があるのですが、新代表者で申請できますか？**
→原則基準日（平成 26 年 10 月 1 日）現在で登録してください。その後、審査結果通知及び受付票の送付までに変更があった場合は、必要書類を提出したうえで新しい情報で登録できますが、それ以降は、すべて変更届を出してください。
- 7 **申込書・受付票記入間違い等による訂正**
→代表者印での訂正をお願いします。
- 8 **官公庁に売上、契約実績がないのですが、登録できますか？**
→登録は可能ですが、契約選考時には官公庁実績のあることが選考材料になる場合がありますので、あらかじめ承知のうえ登録してください。
- 9 **営業種目を5種類以上申し込むことはできませんか？**
→当組合では5種類に制限していますので、それ以上の申込みはできません。
- 10 **種目番号で添付が必要となっている証明書・免許等がないと登録できませんか？**
→証明書・免許等が実際にあっても、写しの添付がなければ証明書・免許等がないものとみなしますので、ご注意ください。

<その他>

- 1 申込手続きをしたのですが、いつ頃結果通知が送られてくるのですか？
→1 2月下旬を予定しております。ただし、1月中旬になっても何の通知もない場合は、郵便事故等の可能性がありますので、ご連絡をお願いします。
- 2 登録時期を過ぎてしまいました。追加登録はできますか？
→申込締め切り後は、原則、受付は行いません。締切の厳守をお願いいたします。
- 3 今回の登録の有効期間はいつからいつまでですか？
→平成30年4月1日から平成33年3月31日までとなっております。

<参考：特別区競馬組合事業内容等（概略）>

- 1 大井競馬場その他関連施設での競馬運営
 - 2 大井競馬事業発注実績
 - ① 消耗品等物品購入（組合内の必要物品、来場者用物品、場外用物品）
 - ② 一部事業運営委託（競馬専門事業、警備、清掃、整備等。ただし、店舗等の商業運営は別会社が運営しています。）
 - ③ 広告・イベント委託（イベント運営等）
 - ④ 競馬関係の各種運搬業務委託、場内・組合内の印刷（大規模な印刷発注は限られません。）
 - ⑤ 場内医療・消毒・医薬品（主に馬用）
 - ⑥ I T関係機材賃貸借・保守
- ※ 当組合の性質上、競馬関係の契約が大半を占めますので、一部簡単な競馬の専門知識が必要になる場合があります。
- ※ 当組合は施設・建物所有者ではありませんので、施設・建物の補修等の維持管理は行っておりません。